



都道府県番 号 事業所一連番 号

賃金構造基本統計調査  
個人票  
(平成 年6月分)  
厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

目次

Table with 21 main columns: (1) 一連番号, (2) 労働者の番号又は氏名, (3) 性, (4) 雇用形態, (5) 就業形態, (6) 最終学歴, (7) 年齢, (8) 勤続年数, (9) 労働者の種類, (10) 職種番号, (11) 職種番号, (12) 経験年数, (13) 実労働日数, (14) 所定内実労働時間数, (15) 超過実労働時間数, (16) 支払われる現金給与額, (17) 超過労働給与額, (18) 通勤手当, (19) 精皆勤手当, (20) 家族手当, (21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額. Includes detailed sub-headers and instructions for data entry.

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。